

Title	「一八世紀」及び「一九世紀」における国際法観念(二)：「勢力均衡」を題材として
Sub Title	The balance of power in the history of international legal theories (2)
Author	明石, 欽司(Akashi, Kinji)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2014
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.87, No.7 (2014. 7) ,p.1- 35
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20140728-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「一八世紀」及び「一九世紀」における国際法観念（二）

——「勢力均衡」を題材として——

明 石 欽 司

序論…問題の所在

第一章 若干の予備的考察

第一節 「勢力均衡」及びその関連用語の定義

第二節 勢力均衡を巡る国際法学の現状

（１）現代の国際法概説書における勢力均衡

（２）国際法史概説書における勢力均衡

（３）個別専門研究における勢力均衡

第三節 前史…「一八世紀」以前の勢力均衡を巡る理論状況

（１）勢力均衡の起源と同時代の理論状況

（２）「一八世紀」以前の「勢力均衡」を巡る諸理論

（以上、八十七卷六号）

第二章 「一八世紀」以前の「国際法」関連文献における勢力
均衡

第一節 「一七世紀」以前の「国際法」関連文献における勢
力均衡

力均衡

第二節 「一八世紀」の「国際法」文献における勢力均衡

第三章 「一九世紀」の国際法文献における勢力均衡

第一節 「勢力均衡」の政治的・法的価値を否定する国際法

文献

（以上、本号）

第二節 「勢力均衡」を政治的原則として肯定する国際法文

献

第三節 「勢力均衡」の国際法規範性を肯定する国際法文献

第四節 「勢力均衡」を国際法の基盤とみなす国際法文献

結論

（以上、八十七卷八号）

第二章 「一八世紀」以前の「国際法」関連文献における勢力均衡

第一節 「一七世紀」以前の「国際法」関連文献における勢力均衡

一七世紀以前の若干の「国際法」関連文献において、「勢力均衡」は次のように論じられていた。

まず、一六世紀末にゲンティリ (Alberico Gentili) は、『戦争法論三卷』(初版一五九八年)⁽⁸³⁾の中に「便益に基づく防衛について」(*De utili defensione*)と題された章(第一卷第一四章)を設け、そこで勢力均衡に触れている。(ゲンティリは「便益に基づく防衛」を「我々自身が攻撃されるのではないかという恐怖から戦争を遂行すること」と定義している。⁽⁸⁴⁾彼は、「平和の父」(*pacis pater*)であるロレンツォ・デ・メデイチがイタリア諸君主間での勢力均衡の維持に常時注意を払っていたことに言及し(これは、前述のグッチャルディーニの著作に基づいている。)、⁽⁸⁵⁾「このことは現在もおお当しなないであろうか」と疑問を提示して、スペイン国王の支配の下に欧州全体が服することへの警告を発しているのである。⁽⁸⁵⁾

一七世紀前半には、グロティウス (Hugo Grotius) が『戦争と平和の法』(初版一六二五年)⁽⁸⁶⁾において戦争の正当原因を巡る議論の中で次のように述べている。

「もしそれが余りに強大になるならば危険の原因となり得る強大化しつつある国を弱体化するために武力を行使することは、国際法 (*ius gentium*) により正しいという、若干の者によって支持されてきた立場は全く支持され得ない。⁽⁸⁷⁾」

ここでは、勢力均衡の維持のための戦争の当否が論じられ、グロティウスはそれを正当な戦争原因としないとする旨が示されていると解される。そして、別の箇所では、隣国の勢力増大に対する自衛的行為が合法とされる

ためには、それに対する恐怖心のみならず、自国を攻撃するという「意図も確かでなければならない」⁽⁸⁸⁾とされているのである。⁽⁸⁹⁾

一七世紀後半にはプーフエンドルフ (Samuel von Pufendorf) が『自然法及び国際法論八巻』(初版一六七二年)⁽⁹⁰⁾において、前述のグロティウスの正当な戦争原因を巡る議論を検討している。その中でプーフエンドルフは、グロティウスが提示する不当な戦争原因を二つに区分し、一つを全く根拠のないもの、他を僅かに根拠のあるものとした上で、隣国の勢力増大への恐怖は後者に属するとしている。そして、グロティウスと同様に恐怖だけでは戦争原因としては不十分であり、当該隣国の自国を害する意図が明確にされなければならないとしている。⁽⁹¹⁾

このように、「国際法」関連文献中で勢力均衡に関連すると解される諸問題を扱っているものは、遅くとも一六世紀末には登場していることが可能である。そして、それらの文献では、勢力均衡は政策の問題として論じられる(ゲンティリ)のみならず、正当な戦争原因との関連においても論じられている(グロティウス及びプーフエンドルフ)。しかしながら、「勢力均衡」という言葉を使用してこの問題を論ずる学術文献が多数登場するようになるのは、ユトレヒト条約(一七一三/一五年)以降のことである。この点については、オムプテダ (Dietrich Heinrich Ludwig Freyherrn von Ompteda) が彼の時代までに登場した「国際法」関連文献を紹介する一七八五年の著作に依拠するならば、次のような事実が指摘可能である。即ち、同書には欧州の勢力均衡に関する専門研究書の一覧が掲げられているが、そこには一九点が挙げられており、その内の一八点がユトレヒト条約以降の著作なのである。⁽⁹²⁾ また、リヴィエ (Alphonse Rivier) は、「政治的勢力均衡が……[中略]……とりわけユトレヒト条約以降の一八世紀に多数の論文を生み出した」として、オムプテダとカムプツ (von Kamptz) が約四〇編を引用しているとす。⁽⁹³⁾ そしてこのような研究書の存在に呼応するように、国際法の概説書においても勢力均衡が論じられているのである。そこで、以下では節を改めて、「一八世紀」における「勢力均衡」を巡る国際

法学の諸理論についての検討を進めることとする。

第二節 「一八世紀」の「国際法」文献における勢力均衡

一八世紀の国際法学関連文献における勢力均衡を巡る議論を検証するために、本節では先ず、一七三七年に上梓されたバインケルスフーク (Cornelius van Bykershoek) の『公法の諸問題二卷』⁽⁹⁴⁾を紹介する。同書において「勢力均衡」に類すると思われる言葉は見出されないが、その第一巻の末尾部分で、本稿の主題との関連において興味深い、次のような議論が展開されている。

バインケルスフークは、「主権者をその意思に反して戦争を遂行するよう強制することが不当であるのと同様に、彼に平和を強制することも不当である」⁽⁹⁵⁾と述べた後に、仏西が戦争を継続中の一六六八年一月二三日に英瑞両国王とオランダ連邦議会の三者間で仏西両国王に終戦を迫るための同盟関係が形成された事例 (三者の意図は翌年一月七日の「ピレネー条約」⁽⁹⁶⁾に結実する。) とスウェーデンによるデンマーク占領が現実のものになりそうであった時期である一六五九年五月二一日に英仏蘭間で両国間に講和を強制した事例を挙げている。しかも、彼は、「これらの不法 (行為)」 (*haec iniuriae*) が「平和維持の熱意」 (*studium conservandae pacis*) という口実と「国家理性」 (*Ratio Status*) と呼ばれる「怪物」 (*Monstrum*) により実行されており、またそのような行為が長らくの流行であるとしているのである。⁽⁹⁷⁾

この議論におけるバインケルスフークの議論の意図は明白である。即ち、彼にとって、「勢力均衡」 (この言葉自体は使用されていないが、前節末尾で触れられたオムブレダヤリヴィエの記述や次に見るイックシユタットがこの言葉を使用しているという事実からも理解されるように、バインケルスフークがこれに類する言葉を知らなかったとは考えられず、彼はむしろその使用を意図的に避けたものと推測される。) は、不当 (更には、不法) なものである。

これに対して、バインケルスフークの同時代人であるイックシュタット (Johann Adam Ickstatt) は、一七四〇年に公刊された『国際法要論』において、「諸国民間の均衡」とは、「関係付けられた複数の人民 (*populus*) の相互間の地位及び条件であり、それは増大する一又は複数の勢力 (*potentia*) の増大に対して、その勢力が「他方を害することができないように、常に等しい強さの力をもつて対抗することが実現され得るようにするためのものである」としている⁽⁹⁸⁾。つまり、イックシュタットは、諸人民が存在し続ける状態（「地位」であると共に、それを目指すべき政策（「条件」）として勢力均衡を認識しているものと解されるのである。

次に、ヴォルフ (Christian Wolff) の勢力均衡を巡る見解を検討することとしたい。彼は、『科学的方法によって考察された国際法』（初版一七四九年）⁽⁹⁹⁾において、「諸国民はあたかも自然状態に生きる個々の自由な人格とみなされる」⁽¹⁰⁰⁾との前提に立ちつつ、勢力均衡について第四章「諸国民の戦争法」 (*De jure belli gentium*) で扱っており、勢力均衡 (*aequilibrium*) を次のように定義している。

「諸国民の勢力均衡とは、力に応じて相互に関係付けられた複数の諸国民の状態であつて、優越する一国の力又は幾つかが結合された力が、他の力と均等である状態であると言われる」⁽¹⁰¹⁾。

この定義に続いてヴォルフは、勢力均衡が「諸国民共通の安全」 (*communis Gentium securitas*) に役立つとしている⁽¹⁰²⁾。つまり、彼は勢力均衡に対して政策的観点から肯定的評価を与えているのであるが、勢力均衡を巡る彼の議論の真価はそれを法的問題として扱うところにあるものと判断される。即ち、そもそもこの問題が「諸国民の戦争法」と題された章の中で論じられていることから理解されるように、勢力均衡は戦争法の問題として扱われているのである。しかもそれは、少なくとも次の二つの法的問題を巡り論じられている。

その一つは、前節で確認されたグロティウスやプーフENDORFの著作におけるのと同様に、勢力均衡の維持が正当な戦争原因として認められるか否かという問題である。この点についてのヴォルフの結論は、勢力均衡維持のための戦争は正当とは認められないというものである。そして、その理由は、それを援用する側は便宜(*utilitas*)又は恐怖(*metus*)を原因としているのであって、そのどちらも正当原因とはならないからであるとされている⁽¹⁰³⁾。

他は、勢力均衡の維持の権利や義務を巡る問題である。この問題についてヴォルフは、「諸国民はその相互間の勢力均衡を維持するようには義務付けられていないが、各々の国民の権利の侵害となり得ない限りにおいて、それを維持する権利を有する⁽¹⁰⁴⁾」としている。この説明は次のように理解される。一方で、相互に自己を拡張しようとする諸国家から見れば、より弱小な国家が他国の勢力の拡張を阻止することは、元来履行不可能なものであって、義務とすることはできない。他方で、共通の安全のために(そして他国を維持し完成するために)諸国は「世界国家」(*civitas maxima* : 最大国家)に結集したのであり、そのために自然法(*lex naturae*)が勢力均衡を維持する権利を与えたのである。そして、他者の権利を侵害しない限りにおいて、各国は勢力均衡を維持する権利を有するとされている⁽¹⁰⁵⁾。つまり、ヴォルフは勢力均衡維持が自然法上の権利であるとして理解されるのである。(但し、ヴォルフはこの権利を絶対的なものとは考えていない。なぜならば、「諸国民間の勢力均衡の維持は戦争の正当な原因ではないのであるから、仮に諸国民間の勢力均衡が破壊されようとも、武力により自らに属する物を獲得することを何者も妨げられ得ないし、自らに属する物又は属すべき物を他者に委ねるよう強制されることはない⁽¹⁰⁶⁾」⁽¹⁰⁷⁾としてからである。言わば、「各人に各人のものを」(*sum cuique*)の原則が勢力均衡維持の権利に優位するのである⁽¹⁰⁸⁾。

ヴォルフに続いて、ヴァッテル(Emmerich de Vattel)の勢力均衡論を紹介することとしたい。彼は一七五八年に公刊された『国際法』の第三篇第三章(「戦争の正当原因について」)の中の「政治的均衡について」と

題された節において次のような見解を示している。

「欧州は一つの政治システムを形成しており、それは世界の中のこの地域に存在する諸国（Nations）の諸々の関係及び多様な利益によって全てが結び付けられた一つの団体（un Corps）である。それはかつてと異なり、既に分離された部分の雑然とした堆積ではない。……「中略」……発生する全てのことに對する主権者の継続的注意、常駐する公使（Ministres）、永続的交渉が、近代欧州を一種の国家（Republique）としており、そこでは独立した、しかし共通の利益によって結び付けられた構成員がその秩序と自由を維持するために一つに纏まっている。これが、政治的均衡（la Balance Politique）或いは勢力均衡（l'Equilibre du Pouvoir）という有名な観念（idée）を生じさせたものである。それを通じて、物事の一つの傾向が理解される。即ち、それを使って何れの国（Puissance）も絶對的に有力となり、また他国に對して法を押し付けるといふ状態とはならないという傾向である。」⁽¹⁰⁾

これに続いてヴァッテルは、節を改めて「均衡を維持する手段」に関して、「勢力均衡を維持するための最も確実な方法は、如何なる国も他に對して余り優越せず、全ての又は少なくとも大多数の国が力において概ね等しいという状態が生ずるようにすることである」とし、また、「一人の非常に強力な主権者に對抗する勢力を築き、彼が支配することを妨げるために同盟を形成するという方法に訴える方がより簡単で、より容易にして且つより正当である」と述べている。⁽¹¹⁾（但し、ヴァッテルは、この「勢力均衡を維持するための最も確実な方法」である諸国家が「力において概ね等しい」ということが、現実には存在し得ないことも理解しており、次のように述べている。「この平等が一旦成立したとして、ではそれは一体如何なる合法的手段によって恒常的に維持され得るのであるうか。貿易、産業、軍事力は直ちにそれに終わりを齎すだろ。」⁽¹²⁾）更に、「勢力均衡を破壊する者をどうすれば封じ込め或いは弱体化できるか」に関して、「もし、全ての主権者が彼らの真の利益に常に注意し、国家の福祉に従って彼らの政策

を考量するならば、同盟 (Confederation) は勢力均衡の維持 (故に、諸国家の自由の保持) にとって確実な手段である」とされ、「最も確実なことは、好ましい情況が見出され、またそれが正義 (Justice) をもってなされ得る場合に直ちに、勢力均衡を破壊する者を弱体化することか、或いは、その者が余りにも強大な勢力という段階に達することがないように、正しい手段の全てをもって妨げることである」とされている⁽¹²⁾。

以上のヴァッテルの論述の骨子は次の五点に纏められ得る。即ち、第一に、欧州地域が単なる国家の集合ではなく、特殊な団体であること⁽¹³⁾、第二に、そのような団体内において、勢力均衡は「秩序と自由」の維持のための手段として必要であること⁽¹⁴⁾、つまり、ヴァッテルにとって、欧州における勢力均衡は手段であって、目的ではない⁽¹⁵⁾。第三に、勢力均衡の維持の手段として同盟が重視されていること、第四に、ヴァッテルは勢力均衡を政策として理解しており⁽¹⁶⁾、とりわけ欧州の国家間関係において有効なものと考えていること⁽¹⁷⁾、そして、第五に、ヴァッテルは現実存在する国家間の力の不平等を承認していることである⁽¹⁸⁾。

『国際法』中の「勢力均衡」に関連するヴァッテルの論述はこれに止まらない。特に、「勢力均衡」と「戦争」の関係は重要な論点として挙げられ得る。彼は、この点について、次のように述べている。

「或る国家が不正・貪欲・矜持・野心又は隣国を支配しようという欲望の証拠を示すや否や、当該国家はそれに隣接する諸国が警戒せねばならない疑惑の対象となる。当該国家が力の著しい増加を獲得しようとする瞬間に、それらの諸国は安全「の保証」を要求し得るし、当該国家がそれを与えることに躊躇するならば、それらの諸国は武力によりその計画を妨げ得るのである。」⁽¹⁹⁾

つまり、ヴァッテルは、究極的には、勢力均衡維持のための武力の行使を認めており、その意味において、勢

力均衡維持は正当な開戦事由とされているのである。このように、ヴァッテルは勢力均衡について、それを推奨されるべき政策としてのみならず、正当な戦争事由として、法的観念に関連させて論じているのである。

更に、モーザー (Johann Jacob Moser) の勢力均衡に関する論述を追うこととしたい。モーザーは、一七六三年に公刊された『平時現行欧州国際法要理』において、欧州の特殊性に関してヴァッテルと同一の見解を示している。即ち、欧州が「一つの独特の社会体 (Staats-Körper) を構成」しているというのである。⁽¹²⁰⁾ 但し、彼が見る欧州は決して平等な国家により構成されるのではない。即ち、第一篇の第二章（主権的な欧州諸国の平等と不平等について）・第三章（欧州の戴冠した他の首長に対するローマ帝国皇帝の優越について）・第四章（欧州の戴冠した他の首長に対するローマ教皇の優越について）・第五章（欧州諸勢力間の序列について）の論述では、国家間の平等な関係が前提とはされていない。それでも、その第六章「欧州における自由、勢力均衡及び安寧の維持について」の論述の中で、欧州の諸勢力が一つの体制 (Verfassung) を相互間で発生させるとき、欧州の勢力均衡の下で、自由なる各国が他国と共存し得ること、そして何れの国も、他国により結合させられたりすることはないことが理解される旨も述べられている。⁽¹²¹⁾

モーザーは同様の見解をその後の著作でも維持している。⁽¹²²⁾ それらの著作においては、分析的記述は殆ど存在せず、歴史的事実の羅列に終始しているようにも見える。⁽¹²³⁾ しかし、先の引用部分を見れば、欧州の自由な（しかし、平等ではない）各国の共存のために勢力均衡が必要であると考えられていることが理解される。つまり、モーザーは勢力均衡が国家の独立の基礎であり、したがって、それを（国家間関係を規律する法規範としての）国際法が存続するための基礎としているのである。ここには、勢力均衡を単なる政策や政治的原則ではなく、また法規範でもない、むしろそれらの基礎となる重要な観念であるとする理解が示されているものと言えよう。⁽¹²⁴⁾

更にまた、この時期の国際法概説書の中で、マルテンス (Georg Friedrich von Martens) の著作も採り上げら

れるべきであろう。マルテンスは一般的には一九世紀国際法学の文脈で論じられることが多いが、次に見るように彼の概説書の基本的枠組は一七八五年のラテン語著作⁽¹²⁶⁾に示されていると判断されるため、本章で扱うこととする。

マルテンスは、先ず、欧州諸国民の各々が倫理的人格 (*persona moralis*) であり、それらが「自然状態」にあるとの見解を示す⁽¹²⁷⁾。そして、第四篇「諸国民の対外的関係を巡る諸権利」(*De iuribus circa neg. gent. externa.*) の第一章「安全保障と自由を巡る諸権利」(*Iura circa securitatem et libertatem*) の中で勢力均衡を巡る議論が展開されている。

そこでは、先ず第九一節「戦争に備える権利及びそのような苦難を巡る義務」(*Ius opes bellicas parandi, et obligatio circa eiusmodi molimina*) と第九三節「他国民の優越に抵抗する権利」(*Ius praepotentiae alterius Gentis se opponendi*) が論じられている。後者は実質的に欧州の勢力均衡への「導入」部分となっており、これに続いて第九四節「欧州の全般的勢力均衡について」(*De aequilibrio Europae generali*) が設けられている。同節においては、ローマ帝国以降欧州諸国民を脅かすような強国は発生しなかったが、オーストリア王家のブルゴーニュ・スペインの継承による強大化から、一六世紀にはフランス・オーストリア間の勢力均衡という観念が用いられるようになったとされる。そして、この勢力均衡は「所与の何れの場合に、何処においても全ての者によって守られたというものではない」ものの、「決して完全に放棄されはしなかった」し、「現在もなお非常に多数の国がそれを援用する」ものであるとされている。そして、「このような方式により各々の国の安全に配慮がなされ得る公益 (*media*) は時間を理由として変化し、特に、今世紀にそのシステム自体が、新たな諸国の発生により、またそれと同様にかつて最も敵対的であった他の諸民族の結合により、著しく変化した」とされている⁽¹²⁸⁾。

更に、「特別の及び海洋における勢力均衡について」(*De aequilibrio speciali et maritimo*) と題された節では、

欧州内の諸地域における勢力均衡、更には通商上、特に、航行を巡る勢力均衡についても論じられている。⁽¹²⁹⁾

これらの議論の前提として、この章で扱われている事柄は勢力均衡を巡る「権利」又は「義務」であって、単なる政治的原則ではない点を確認されなければならない。即ち、「安全保障と自由を巡る諸権利」に含まれる権利として「他国の優越に抵抗する権利」という名の勢力均衡規範が存在しているのである。但し、この議論における前提は諸国民間の関係が自然状態にあるというものであり、したがって、これらの権利・義務は自然法上のものであると判断されるのである。⁽¹³⁰⁾

マルテンスと同様に、ギュンター (Karl Gottlob Günther) も彼の概説書『理性・条約・慣習に従った、ドイツ帝国等族への適用を含む、平時欧州国際法』⁽¹³¹⁾において勢力均衡を法的観念とする理解を示している。同書における勢力均衡を巡る議論は、その第一篇 (Erstes Buch) 「自由なる（主権的）国民、欧州における現在の主権的な諸国家、及びそれら相互間の一般的関係についての定義」中の第五章（諸国民の勢力 (Macht) とそれらの均衡について）において、約七〇頁にわたって次のように展開されている。⁽¹³²⁾

まず、第五章第一節（「自己を増大させる諸国民の権利」（諸国民の自己拡大権）及び第二節（「その濫用」）において、合法的手段で行われる限り、国家は自己を拡大する権利（実際の議論の中では「勢力を増大することへの努力は国家の第一の義務」⁽¹³³⁾ともされている。）が認められるという前提が示されている。その上で、第五節で「勢力均衡の観念」が提示され、第六節（優越 (Uebermacht) の定義）で、勢力均衡が目標とする「優越する国家の抑止」の観点から、「優越」とは何かの定義が述べられている。

本稿の主題との関連において、特に重要であると思われるのは、以上の各節に続く第七節（「勢力均衡の根拠」）における議論である。同節においてギュンターは、既に触れた国家の自己拡大権を認めつつも、強国がその力を他国の抑圧のために濫用したことを何れの時代も経験しているとの歴史認識を示し、勢力均衡がそのような抑

圧・濫用に対抗する知恵であるとする。そして、諸国家の共同体的義務のもとで、「勢力均衡体制の根拠は適切に自由意思的な国際法の中に (in dem freiwilligen Völkerrechte) 求められ得る」とされる。更に、「主としてそれ〔即ち、勢力均衡体制〕は、一部は默示的な諸国民 (Nationen) の条約 (Verträge) に、一部は明示的なそれに基づいており、それらを通じてそれら〔諸国民〕は、自己の自然的な拡大の自由を、全体にとつての最善の事柄のために制約することを正しいことと判断したのである」とされている⁽¹³⁴⁾。

このようにギンターは勢力均衡を実定国際法に基礎を置く観念として扱っている。その上で彼は、「勢力均衡の便益と必要性」(第一三節) という勢力均衡の現実的・政治的問題を論じ、改めて「勢力均衡の合法性 (Rechtmässigkeit)」(第一四節) について考察している。そこでは、「勢力均衡体制は正義 (Gerechtigkeit) の諸原則に適合するか」(第一四節冒頭) という問題が提起され、それに対する次のような回答が提示されている。即ち、「自己の維持及び安全保障への配慮」が国家の重要な義務であり、強国による力の濫用に対して、他の国家がそれに対抗できるだけの力を持たないならば、それら諸国家間の全ての措置は意味をなさなくなるのである。そして、その結果として、次のような結論が導かれる。

「この危険を予防するには、とめどもなく増大する単一の勢力を制約する以上に有効な手段はない。その結果、諸国は勢力均衡の維持の権利を与えられ、またそれを義務付けられるのである。」⁽¹³⁵⁾

以上のように、ギンターは、勢力均衡を正義に適うものであると同時に実定法によっても支持されるものであるとし、更には、勢力均衡維持の権利及び義務までもが存在するとしている。つまり、ギンターは正義に合致する勢力均衡規範が存在するものと理解しているのである。

本章の最後に、グントリンク (Nikolaus Hieronymus Gundling) の著作を検討することとしたい。彼の概説書『自然法及び国際法に関する詳論』⁽¹³⁶⁾の第八章「自由なる状態において害悪をなす者に対する被害者の権利と賠償されるべき損害に対するこの者の義務について」⁽¹³⁷⁾において、勢力均衡に関連する議論が展開されている。

この章でグントリンクは、自然状態にある国家間関係において（或いは「偶然に自然状態に至った人々のもとで」）妥当する事柄について論ずるとする。⁽¹³⁸⁾そして、「自然状態において抑止の権利が発生する」⁽¹³⁹⁾とし、またその延長線上の議論として、戦争が準備されているときにそれを傍観してはならないとする。⁽¹⁴⁰⁾更に、「勢力伸張の恐れを理由として私は或る者を襲撃し得るのか」⁽¹⁴¹⁾という問題を提起し、それとの関連で勢力均衡に触れている。

また、グントリンクは「伸張する隣国に対して剣を抜くことができるか」⁽¹⁴²⁾とも問う。彼にとつては、強者は獅子の如きものであり、その獅子が我が身を頭から噛み裂こうとしているときに獅子に挨拶するなどは愚かなことなのである。⁽¹⁴³⁾つまり、彼の答えは、他国が強大化するのを待つことなく、戦争を遂行し得るというものである。但し、彼は「戦争は必要悪であり、私はそれを最高度に必要とされるときにのみ活用しなければならない」との制約も書き加えている。⁽¹⁴⁴⁾

このように、グントリンクは国家に自然法上の「抑止の権利」(das *Jus praeventionis*) を認め、それによって勢力均衡の維持のための武力行使までも正当化している。つまり、勢力均衡の維持は正当な戦争事由として位置付けられているのである。

以上のことから理解されるように、本章で検討対象とされた一八世紀の文献中に示された勢力均衡観念は論者によって全く異なるものである。しかし、それは次章において紹介される一九世紀の諸文献が勢力均衡観念に対して示す次のような評価の原型が既に一八世紀中に出揃っていたことを示すものと判断される。即ち、第一に、勢力均衡を不正（更には不法）なものとするもの（バインケルスフーク）、第二に、勢力均衡に法規範性は認めな

いものの、政治的原則として存在し、実際に機能している（即ち、勢力均衡原則の存在を承認する）もの（ヴァッテル）、第三に、勢力均衡に対して何らかの法規範性（即ち、勢力均衡規範）を承認するもの（ヴォルフ・マルテンス・ギュンター・グントリンク）、第四に、国際法が存在するための基盤として勢力均衡を理解するもの（モーザー）である。⁽¹⁵⁾そこで、次章では以上四つの区分に従って、一九世紀の文献について考察を進めることとする。但し、前章（第三節（2））で確認されたように、一七五八年（即ち、ヴァッテルの『国際法』の初版公刊年）にユステイが勢力均衡の法規範性を否定し、政治的原則としても存在乃至機能しないとする著作を上梓していることを勘案し、バインケルスフークのような理解も含めて、『『勢力均衡』の政治的・法的価値を否定する国際法文献』という類型として、検討の対象とすることとする。

第三章 「一九世紀」の国際法文献における勢力均衡

第一節 「『勢力均衡』の政治的・法的価値を否定する国際法文献

本章では先ず、「一九世紀」の国際法概説書であつて、勢力均衡の法規範性を否定するのみならず、それが政治的原則としても存在しない、或いは、政治的原則として機能し得ないとするものについて論ずる。⁽¹⁷⁾

一九世紀の概説書の中で勢力均衡原則に対して明確に否定的評価を下すものとして、ロシア（エストニア出身）のマルテンス（Fedor Fedorovich Martens）の国際法概説書が挙げられ得る。⁽¹⁸⁾マルテンスは、国際法の歴史を三期（第一期「古代から一六四八年のウエストファリア条約まで」・第二期「ウエストファリア条約からヴィーン会議まで」・第三期「ヴィーン会議から現在まで」）に区分し、その第二期について纏める中で、勢力均衡を「一七・一八世紀に生じた全ての外交交渉・会議及び戦争の基礎となった原則」とした上で、「諸国家が、自己の独立と正当

な諸々の利益及び権利を保障する一つの国際的秩序に対する深甚なる必要を感じた」ものが勢力均衡であったとする。⁽¹⁴⁹⁾このような評価は勢力均衡が肯定的に捉えられていることを示すようにも思われる。しかしこれに続けて、次のような議論が展開されるのである。

マルテンスは、先ず、ウエストファリア条約以降、統治者や彼等の代理人たちは、たとえ外見上だけのことであっても、かつてのように正当性や合法性を有する旨の何らかの理由付けのないままに対外的行動を任意に企図することは、既に不可能となつていてと考え、そこで好都合な理由として、諸国家間の勢力均衡が使用されるようになったとの認識を示す。その上で、彼は次のように断言する。

「一七・一八世紀の対外政策の全ての使命が勢力均衡の維持の中にあつた。しかし同時に、同じ原則が、あり得べき全ての暴行及び掠奪の弁解、各々の権利侵害と正当化できない越権行為の弁解のために、諸君主や顧問官たちの側で濫用された。……「中略」……諸国家の勢力均衡体制は、政治的観念に大幅に依拠しており、それは全ての考えられる限りの併合と不法な襲撃にとつての卓越した口実を提供したのである。」⁽¹⁵⁰⁾

つまり、マルテンスは、勢力均衡を政治的観念として捉えた上で、（そして、前述の一見肯定的な評価にも拘らず）最終的には、それが何らかの政治的原則として機能するのではなく、国家の対外的活動の正当化のための単なる口実でしかないとの否定的評価を下しているのである。

このマルテンスの見解と同様に、クレティアン（Alfred Chéran）も、勢力均衡原則の適用であると主張される事例（英国によるキプロス島占領やフランスのチュニジア保護国化等）を挙げた後に、「これこそが現実には、どのようにして勢力均衡体制が弱小国の尊重を保障するのかということである」とし、「それ〔即ち、勢力均衡体制〕

はそれら「即ち、弱小国」にとつて、実際上は、有用であるよりも、極めて危険である」と断じている。⁽¹⁵¹⁾

また、ザールフェルト (Friedrich Saalfeld) の概説書では、本論第一章「国家、特に欧州の国家一般に関して」の冒頭において「様々な国家系 (Staatensystemen)」について論じられており、その中で勢力均衡について触れられている。そして、「その「即ち、政治的勢力均衡体制の」最高目的が様々な国家の独立と自立を保障することである」ことは認めつつも、「何れにしろその目的を達し得ない」のであり、「それは少なくとも不完全な体制」であり、「それ自体が極めて欠陥のある状態」にある⁽¹⁵²⁾として、政治的原則として勢力均衡が機能し得ないとザールフェルトは判断しているものと理解される。

以上の三者に比較して、国際法的見地からの否定的評価を強く示しているのが、フーン (Eugen H. Th. von Huhn) である。フーンは一八六五年に上梓された国際法概説書の序論部分中の「国際法の歴史及び発展」と「自立 (Selbstständigkeit) 及び独立 (Unabhängigkeit) に対する国家の権利」を巡る論述中の「拡大権」(Recht auf Vergrößerung) との関連において、勢力均衡について論じている。国際法史の記述においては、他国の権利や独立を無視する大国に対して他国が自らの存続を図るために欧州勢力均衡の思想 (Idee) が生じたこと、そしてそれにより欧州がカール五世やその他の者による破壊を免れたが、同時にこの思想の濫用も存在したことなどが指摘されている。⁽¹⁵³⁾ また、「拡大権」に関する議論においては、「独立した存在に対する権利には、拡大に対する権利も、それが合法的方法で追求され他者の権利が害されない限りにおいて、関連している」との前提が先ず提示され、この拡大権に対抗する方法としての勢力均衡が論じられている。だが、結論部分で示されるフーンの見解は次のようなものである。

「しかし、勢力均衡原則それ自体は既に不正 (ungerecht) である。なぜならば、或る程度の規模の国家自身は正当な

方法で拡大することが許されないか、他の諸国家が一樣に自己を拡大することを正当とするかという選択肢に導くのであり、それは殆どの場合において、国際法に反して暴力的方法によって他国家からその独立を奪うか、縮小、分割、併合、或いは暴力に完全に曝すことによってしか可能とされないからである。したがって、国際法はそのような政治的勢力均衡という原則とはもはや両立しないであろう。⁽¹⁵⁴⁾

このように、フーンは国際法と勢力均衡原則を原理的に矛盾するものと捉えている。そして、彼の論理には欧州共通の政治原則としても否定的評価が含意されているものと解されるのである。

また、国際法の概説書ではないが、ウォーカー（Thomas Alfred Walker）が国際法の通史的記述を試みた著作にも目を向けることとしたい。彼は勢力均衡を政治思想の問題として捉えており、彼の勢力均衡に対する評価は否定的色合いが強いものである。即ち、カール大帝の戴冠に始まる時代が政治思想の変更に時代であるとの認識の下で、「世界の一体性（World Unity）」という観念は国家の観念に取って替わられ、世界帝国（World Empire）の観念は勢力均衡の観念に取って替わられた」とされ、フランシス一世とカール大帝の対抗関係の経過の中で、「当時の政治家は『勢力均衡』という致命的な言葉（the fatal term）を発見した」と論じられているのである。⁽¹⁵⁵⁾

次に、ホイートン（Henry Wheaton）の著作を検討することとする。彼も、（ロシアの）マルテンスと同様に勢力均衡に対して法的にも政治的にも否定的評価を下している。しかし、両者の間では勢力均衡を論ずる前提にしている差異が存在しており、それは次の点から看取されるのである。

ホイートンは、一八三六年にその初版が公刊された『国際法要論』⁽¹⁵⁶⁾において、国家の権利を「絶対的な国際的権利」（absolute international rights）⁽¹⁵⁷⁾とそれ以外の権利に区分し、前者の第一の権利として「自己保存権」を挙げる。そして、彼は自己保存権を論ずる中で「干渉権」との関連において勢力均衡に触れている。そこでは、国

家間関係が「自然状態」にあるとされ、その状態の中で「何れか一国の不当な拡大がその他の諸国の独立と安全に対して惹起し得る結果についての懸念が、近代欧州諸国に、各国の勢力均衡の何れの実質的阻害に対しても、組織的な (systematic) 警戒をもって監視するよう誘導した」とされる。そして、「この予防的政策」が諸君主や政府の真の動機を隠蔽し、戦争の口実 (pretext) として利用されてきたことが指摘され、勢力均衡維持のための (干渉) 戦争の事例が挙げられた後に、それらには「国際法の確定的で明確な原則」は殆ど見出され得ないといえるのである。⁽¹⁵⁸⁾

このようにホイートンは、(マルテンスとは異なり)「干渉権」の枠組の中で勢力均衡を論じ、それが国際法の原則ではないとする。また、その政治的原則としての地位については明言されていないが、「予防的政策」としての勢力均衡が、諸君主らの干渉 (戦争) の口実とされてきたとしてしていることから、政治的原則として否定的評価を与えられているものと判断されるのである。因みに、ホイートンは、勢力均衡全般に関して初版で示したのと同じの見解を同書の後の版においてもほぼ維持しており、勢力均衡を「政治学に属する」と断定した上で、その政治的原則としての機能に否定的評価を下すという論調は不変である。⁽¹⁶⁰⁾ところが、彼は、一八四五年に上梓された『欧米国際法史』において、以上とは若干異なる次のような評価を勢力均衡に与えている。

『欧米国際法史』の「序論」において、ホイートンは、古代世界における勢力均衡観念について触れた後に、「近代においてそれ〔即ち、勢力均衡の維持のための干渉という原則〕は、思索的理論家によって認知されたのみならず、国際規範 (international code) の中に組み入れられたのであり、実行上は不正且つ思慮に欠ける戦争の口実を与えるというような濫用も頻繁にあったものの、一再ならず欧州を普遍的専制 (universal monarchy) から救ったのである」⁽¹⁶¹⁾としている。この記述の中で問題となるのは「国際規範」の意味であるが、それは「勢力均衡維持のための干渉」が「実定法」上の権利 (乃至は義務) であるとまでは言えないために「規範」(code) とされ

たと解することが可能である。（この点については、『国際法要論』において勢力均衡維持が「国際法の確定的で明確な原則」ではないとされていたことに対応しているものと考えられる。）それでも、『国際法要論』において勢力均衡が政治的原則としても否定的評価を受けていたことに比較するならば、『欧米国際法史』において少なくとも各国（主権者）の行動準則という意味での政治的原則を意味し、しかもそれが有効に作用したことが示されている点（162）は指摘されなければならない。

続いて、クリューバー（Johann Ludwig Klüber）の見解を確認することとしたい。彼の著作『欧州国際法』（163）における勢力均衡を巡る見解は次のようなものである。

クリューバーの勢力均衡論は、「政治的勢力均衡」と「法的勢力均衡」の区別を前提としている。そして、後者を「各人に各人のものを」（*sum cuique*）の原則であるとする。（164）その場合、単に各々の時点での軍事力と人口のみではなく、他の諸々の国家的特徴（統治者の個性をも含む）をも考慮するのであれば、諸国の均衡した配置は決して実現されないし、またそれを望むことはできず、したがって、「法的及び政治的に見て、その所謂システムは、不確定な観念にとどまる」とされる。更に、この観念は各地方或いは航行や通商において濫用・誤用されてきたのであり、理論家たちも勢力均衡が戦争の正当事由から除かれるものとみなしたと論じられている。（165）

このように、結論としては、勢力均衡が法的にも政治的にも原則とはなり得ないものとの評価がクリューバーにより下されている。但し、この著作の中には、勢力均衡とは異なる概念を援用することによって、実質的に勢力均衡を法的権利としているとも解し得る記述が存在する。それは、「何れの国家も、支配権（*Oberherrschaft*）、拡大、優越又は普遍的専制（*Universal-Monarchie*）を求めての何れの不法な試み（*ungerechtes Streben*）に対しても抵抗する権能を有する（*befugt*）」ということには、疑念の余地はない（166）というものである。この「権能」が法的に如何なるものであるのかは、明確にされていない。しかし、内容的には或る種の「抵抗権」のようなものを

想起させるのであり、このことはまたそれが自然法上の権利として存在していることを窺わせるのである。

更に、フィオレ (Pasquale Fiore) の著作を検討したい。フィオレの国際法概説書では、その第一部 (平時法) の第六章「国力を完全なものとし発展させる権利・政治的均衡の問題」(Droit de perfectionner et d'accroître la puissance nationale: Question de l'équilibre politique) の中で、二〇頁近くの紙幅が勢力均衡に関する叙述に費やされている。⁽¹⁶⁷⁾

フィオレの勢力均衡に対する基本的立場は、次の一文に明確に表されている。「政治的均衡体制は近代政治の理念的詭弁 (un sophisme idéal) であり、それは力の優位を正当化するため、そして人民の永続的な社会的隷属 (la perpétuelle servitude civile des peuples) を保証するためのものである。」⁽¹⁶⁸⁾

しかし、このような否定的評価にも拘らず、勢力均衡の歴史を古代から説き起こして論ずると共に学説を整理するなど、フィオレの勢力均衡を巡る議論は詳細である。彼は、諸学説を整理した上で、一般論としては「物理的法則における均衡と同様、精神世界 (le monde morale) においても或る均衡が存在するに違いない」とするものの、物質的均衡を認めるとしても、それと同様に精神的力の均衡 (l'équilibre des forces morales) が存在し得るとは信じられないとする。⁽¹⁶⁹⁾更にフィオレは、「専制的列強は自己の利益の中でしか均衡を理解しなかった」として、列強の恣意的主張の実例を列挙する。⁽¹⁷⁰⁾そして、「我々が提示しなければならない第一の原則は、諸国家の均衡は法の最高法則 (la suprême loi du droit) により規制されねばならないことであり、如何なる種類の拡大も、国際正義 (la justice internationale) の原則に反する場合を除き、阻害され得ないことである」とする。⁽¹⁷¹⁾そして、「空位の王冠に対する或る君主の継承」を例としつつ、フィオレは、「二つの人民間の共通合意によって行われる場合」と「両国の憲法により且つ住民の意思 (la volonté des populations) を聞かない場合」を区別し、当該住民間の同意が存在する場合には、他国は勢力均衡を理由に干渉し得ず、それが存在しない領域拡大

は征服に類似するものであるとされるのである。⁽¹⁷²⁾

このように、勢力均衡が政治的原則であることがフィオレの論述の前提であることは明白であり、その行論からしてそれまでになされてきた勢力均衡の実例についても否定的な評価を下していることも理解される。但し、彼が政治的原則として勢力均衡が原理的に否定されなければならないと考えていたと断定することは困難である。それは次のような事情による。

フィオレは、例えば、ヴィーン条約により設定された勢力均衡は専制の利益のための反革命のみを目的としていた点を指摘しているが、それに加えて、「政治的均衡は脆弱な諸人民の後見的保護となるであろう」⁽¹⁷³⁾とも述べている。このことにより、政治的勢力均衡が原理的に否定されるべきものであるとは断定され得ないことになるのである。

勿論、この記述に関連して、「普遍的良心の中で正義の原則が貫徹されなければ、安定的且つ継続的な勢力均衡は存在しないであろう」⁽¹⁷⁵⁾とも付記されており、「普遍的良心」の中での「正義の原則」の貫徹という前提条件を充足することは不可能であると彼が考えていたであろうことは想像に難くない。しかし、理念としての「欧州の真の勢力均衡」⁽¹⁷⁶⁾については肯定的であるように思われる。つまり、フィオレが勢力均衡に対して下した否定的評価は、勢力均衡を巡る現実に対するものであつて、その理念自体に対するものではないとも解されるのである。更に、ローレンス（Thomas Joseph Lawrence）の国際法概説書における記述は、結論としては勢力均衡の規範性も政治的原則としての価値も否定するものではあるものの、本節でこれまで検討されてきた諸著作における見解とは若干異なる要素が含まれている。

ローレンスは、平時法における「独立に関連した権利及び義務」に関する叙述の中の一節として「勢力均衡の維持」を掲げている。そして、同節の冒頭で均衡と呼ばれたものが全ての危険を冒しても維持されなければなら

ないということが、一七世紀中葉から近時に至るまで欧州外交の疑いなき準則 (maxim) であった⁽¹⁷⁾とされており、勢力均衡を政治的原則とすることが既に過去のものとなったという認識が示されている。実際に、それに続く記述では、勢力均衡の維持が法的に是認されないのみならず、「それ〔即ち、勢力均衡論〕が支配者の個人的拡大と国家の領域的拡張以外の国政の他の如何なる動機をも考慮していない」と述べられていることから、政治的原則としても既に妥当なものではなくなっていると彼がみなしていることが理解される⁽¹⁸⁾。つまり、ローレンスは、歴史的には勢力均衡原則が存在したことを承認しつつ、彼の時代においては既にそのようなものは消滅してしまっただけなのである。その上で彼は、「余りにも多くの悪 (evil) に満たされたシステムのための干渉は、国際法の中に何らの正当な理由 (warrant) も見出さない」し、「諸国家の独立は、何らかの政治的勢力の想像上の均衡 (some imaginary equilibrium) へのあり得べき危険を根拠として侵され得ない」とし、更に、アメリカ合衆国がモンロー大統領以降の政権によって欧州から勢力均衡を導入せず、新世界がそのようなシステムの成長を妨げたことを肯定的に記述することによって、彼の時代における勢力均衡の政治的価値をも否定するのである⁽¹⁹⁾。

尚、このローレンスと同様の見解はストックトン (Charles H. Stockton) の概説書においても示されているが、ストックトンは勢力均衡を「干渉」との関連において論じている⁽²⁰⁾。また、デパニエ (Frantz Despagne) も、「一六四八年から一七八九年までの欧州人民の歴史は勢力均衡問題により支配されている」としていることから、勢力均衡は一七・一八世紀においては何らかの意義を有したものの、(彼の概説書の執筆当時である) 一九世紀末には既に過去の問題となっている (そして、その意味において、政治的にも法的にも最早意味を有しない) との認識が示されているものと解されるのである⁽²¹⁾。更に、フンク・ブレンターノ (Théophile Funck-Brentano) 及びソレル (Albert Sorel) も、歴史的存在としてのみ勢力均衡を認識しているものと判断される⁽²²⁾。

最後に、ブルメリンク (Auguste Bulmerincq) の所論を見ることとしたい。彼の概説書『国際法の実践・理

論・法典化⁽¹⁸⁵⁾』においては、「国際的実行」と題される章で三つの原則が論じられており、その第一のものとして「勢力均衡」が挙げられている。（その他の二つの原則は、正統性原則（Legitimitätsprinzip）と国籍原則（Nationalitätsprinzip）である。）そして、これらは何れも法原則に対する「政治的原則と称され得る」ものであるとされている。⁽¹⁸⁶⁾

勢力均衡に関しては、まず、この観念に関する歴史が概観されている。その中では、「重要な諸条約の主たる目的が勢力均衡の維持にあったこと」⁽¹⁸⁷⁾が指摘され、ユトレヒト条約以降の歴史が五つの時期に区分されている。即ち、第一期がユトレヒト条約からフランス革命勃発まで（一七一三—一七八九年）、第二期がフランス革命からヴィーン会議まで（一七八九—一八一五年）、第三期がヴィーン条約からパリ条約まで（一八一五—一八五六年）、第四期がパリ条約からブラハ条約まで（一八五六—一八六六年）、そして、第五期がブラハ条約からこの概説書執筆当時までである。⁽¹⁸⁸⁾また、ブルメリンクは、勢力均衡に関する諸条約を、明示的にそれに言及するものと、暗示的なものとに分類し、それらにおいてユトレヒト条約中の勢力均衡への言及が繰り返されたこと、そして勢力均衡への賛否の立場を何れの国家も時に応じて入れ替えたことは確かであるとする。更に、同原則が「常に目的というよりも手段であった」との指摘も行われている。⁽¹⁸⁹⁾そして、学術文献においても賛否両論があることが示され、一六世紀以降は勢力均衡思考の貫徹によって、諸国民間及び諸国家間の法は背景に退いたとされている。⁽¹⁹⁰⁾

以上の記述に続いて、ブルメリンクは、「我々には政治的勢力均衡は不可解に思え、したがって、それを根本に据える思想（Idee）は非現実的であると思われる」とし、また、他国の優勢を妨げるといふのは国家の自然な願望であり、法が充分に強力であると判明しない場合には一層そのような願望は強まるであろう旨にも言及し、更に、次のように論じている。

「国際法が一つの政治的道具によって支えられるならば、それは国際法を貶めることであると、我々はみなす。諸国

家の安全保障は、国際法の諸々の基本的権利 (Grundrechte)、即ち、生存権、独立権及び平等権によって保護されている。……「中略」……政治的勢力均衡は外交の一原則でしかなく、法的原則はないのである。⁽¹⁸⁾」

この部分において、ブルメリンクは、勢力均衡が法的原則ではなく、外交（即ち、政治）の原則であるとしている。但し、前述のように、勢力均衡は政治的原則として非現実的なものとされており、結論としては、法的にも政治的にも勢力均衡には否定的評価が下されていることになるのである。

しかしながら、勢力均衡の歴史的経過について纏める中で、ブルメリンクが「政治的勢力均衡が「国家間関係の」根本に横たわる政治思想であること、今までに望まれた実質的勢力均衡は存在したことはなかったこと、それにも拘らずそれが国際法を支持しているということ」⁽¹⁹⁾にも言及している点は、我々の興味を引く。即ち、歴史的に見て、現実には勢力均衡が存在し得なかったとしても、それが国際法の基盤としての機能を担ってきたのである、その意味において、勢力均衡は国際法上の原則ではないことは確かではあるものの、国際法の存在基盤として単なる政治思想以上のものとして扱われるべきであると彼が考えているとも解し得るのである。この点で、勢力均衡についてのブルメリンクの評価は若干の振幅があるものと言えよう。

以上、勢力均衡の法規範性も政治的原則としての価値も否定すると思われる論考を示してきた。その結果は次のように纏められるであろう。本節冒頭に挙げたロシアのマルテンスは、勢力均衡の法規範性と共に、政治的原則としての価値も明確に否定する立場を採っている。⁽¹⁹⁾『国際法要論』におけるホイートン、そしてウォーカーも、結論としては、勢力均衡について法的にも政治的にも否定的評価を下しているものと判断される。しかしながら、本節に挙げた他の論考では、一応はマルテンス等と類似の否定論が展開されているものの、何らかの法規範性を勢力均衡に認めるような見解（『欧米国際法史』におけるホイートン及びクリューバー）、勢力均衡を原理的に否定す

るものではない見解（フィオレ）、歴史的には少なくとも政治的原則であったことを認める見解（ローレンス、ス
トックトン及びデバニエ）、更には、勢力均衡を国際法の基盤とするような記述が付加されている見解（ブルメリ
ンク）も提示されている。つまり、一九世紀における勢力均衡の価値を法的にも政治的にも徹底的に否定するど
う論者は、否定論者の中にあっても必ずしも多数ではなかったと考えられるのである。

- (83) A. Gentili, *De iure belli libri tres* (Hanau, 1598). 本稿執筆に際しては、『国際法古典叢書』（The Classics of International Law (Oxford/London, 1933)）所収の一六二二年（ハナオ）版に依拠した。
- (84) *Ibid.*, p.96.
- (85) *Ibid.*, pp.104-105. ファークツ論文では、世俗的な国際法理論の中で勢力均衡に言及している最初の学者は恐らく
テンティリヤである。⁹⁶ Vagts/Vagts, *op. cit.*, p.559.
- (86) H. Grotius, *De iure belli ac pacis libri tres* (1625). 本稿執筆に際しては、『国際法古典叢書』（The Classics of International Law (Oxford/London, 1925)）所収の一六四六年（アムステルダム）版に依拠した。
- (87) *Ibid.*, lib. II, cap. §17.
- (88) *Ibid.*, lib. II, cap. xxii, §5.
- (89) 但し、グロティウスは「勢力均衡」について論じていないとする論者も存在する。例えば、ブルは次のように論じている。「グロティウスは（勢力均衡理論の基礎的なものは既に存在していたにも拘らず）勢力均衡問題に関して周知の如く沈黙している。実際に、戦争は或る者の権利に対する損害に応じてのみ正当に遂行され得るといふ彼の学説は、勢力均衡思想に矛盾する。」(H. Bull, "The Importance of Grotius"; H. Bull/B. Kingsbury/A. Roberts (eds), *Hugo Grotius and International Relations* (Oxford, 1990) (hereafter referred to as "Grotius", p.76.) また、キングスベリーとロバーツも、グロティウスが「勢力均衡について何らの明示的言及もしておらず、また、大国や超大国の管理に関する何らの発展した観念も有しなかった」としている。⁹⁷ (B. Kingsbury/A. Roberts, "Introduction"; H. Bull/B. Kingsbury/A. Roberts (eds), *Hugo Grotius and International Relations* (Oxford, 1990), p.27.)
- (90) S. Pufendorf, *De iure naturae et gentium libri octo* (1672). 本稿執筆に際しては、『国際法古典叢書』（The

Classics of International Law (Oxford/London, 1934) 所収の二六八八年(アムステルダム)版に依拠した。

- (16) *Ibid.*, lib.VIII, cap.vi, §5. それで「経験により確知されるように、極めて多数の者は、力と共に他者を支配するより大きな欲求を抱くやうになる」として、強大化する隣国に対する抑止的な戦争に理解を示す箇所もある。*Ibid.*
- (92) D. H. L. Freyherrn von Ompteda, *Literatur des gesamten soeohl natürllichen als positiven Völkerechts*, Erster Theil (Regensburg, 1785), S.485-488. 残りの一点は、一六八九年のボタンの著作(“Bodin, 1689”)と云ふ。
- (63) A. Rivier, *Principes du droit des gens*, tome 1 (Paris, 1896), p.276, n.1.
- (94) C. van Bynkershoek, *Quaestionum juris publici libri duo, quorum primus est de rebus bellicis, secundus de rebus vari argumenti* (1737). (以下、註におこつた“QJP”とする。) 本稿執筆に際しては、『国際法古典叢書』(The Classics of International Law (Oxford/London, 1930)) 所収の一七三七年(ライデン)版に依拠した。
- (95) “*Ut iniquum est, Principem invitum ad bellum cogere, ita et ad pacem.*” *Ibid.*, p.185.
- (96) *CTS*, V, 325-402.
- (97) *QJP*, pp.185-186.
- (98) “*Aequilibrium inter Gentes dicitur talis populorum plurium ad se invicem relationum status, atque conditio, ut incrementi unius vel quorundam potentiae aequale semper virium robur opponi, atque ita, ne nocere possit, effici valeat.*” J. A. Ickstatt, *Elementa juris gentium* (Wircsburgi, 1740), lib.IV, cap.vii, §6, p.359.
- (99) Ch. Wolff, *Jus gentium methodo scientifica pertractatum* (Halle, 1749). 本稿執筆に際しては、『国際法古典叢書』(The Classics of International Law (Oxford/London, 1934)) 所収の一七六四年版に依拠した。
- (100) “*Gentes spectantur tanquam personae singulares liberae in statu naturali viventes.*” (*Ibid.*, Prolegomena, §2.)
- (101) “*Aequilibrium inter gentes dicitur Gentium plurium secundum potentiam ad se invicem relationum talis status, quo potentiae unius praepotentis vel quorundam conjunctae potentia conjuncta aliarum aequalis est.*” *Ibid.*, §642.
- (102) *Ibid.*, §643.
- (103) *Ibid.*, §646.
- (104) *Ibid.*, §649.

- (105) *Ibid.*, §649.
- (106) *Ibid.*, §647.
- (107) この点については次の文献を見よ。N. G. Onuf, “Civitas Maxima: Wolff, Vattel and the Fate of Republicanism”, *American Journal of International Law*, vol.88 (1994) (hereafter referred to as “Civitas Maxima”), p.301.
- (108) オヌフ (Nicholas Greenwood Onuf) は、ヴォルフの勢力均衡観念について「均衡は国際関係の偶発的な（そして重要ではない）特徴である」としている。N. G. Onuf, *The Republican Legacy in International Thought* (Cambridge, 1998) (hereafter referred to as “The Republican Legacy”), p.102.
- (109) E. de Vattel, *Le droit des gens; ou, principes de la loi naturelle appliqués à la conduite et aux affaires des nations et des souverains* (1758), liv.III, chap.iii, §47.（尚、本稿執筆に際しては、『国際法古典叢書』（The Classics of International Law (Washington, D.C., 1916)）所収の二七五八年（ロンドン）版に依拠した。）
- (110) *Ibid.*, §48.
- (111) *Ibid.*
- (112) *Ibid.*, §49.
- (113) ヴァッテルの「欧州国際関係観」に関しては、次の文献を見よ。A. Linklater, *Men and Citizens in the Theory of International Relations* (London, 1982), pp.80-96. また、ヴァッテルのように欧州が或る種の団体又は共和国であるとする思考は、啓蒙期の哲学・社会科学分野の研究者にとってかなり共通したものであると考えられる。実際に、本稿で後に見る文献においてもそれは示されている。この点については、次の文献も見よ。Nardin, *op.cit.*, pp.62-63; F. H. Hinsley, *Power and the Pursuit of Peace: Theory and Practice in the History of Relations between States* (Cambridge, 1963), pp.161-164 et 166-167.（ヒンズリーは、特に、一七三〇年代以降にこのような観念が発展するところである。）
- (114) 「ヴァッテルは勢力均衡原則を最低限の集団的な安全保障及び静謐（collective security and tranquility）を保持するための一つの手段（a device）として正当化した」とする見解も提示されている。See, W. Rech, *Enemies of Mankind: Vattel's Theory of Collective Security* (Leiden/Boston, 2013), p.172.

- (115) 以上に見てきたヴォルフとヴァッテルの各々の勢力均衡論の相異は、前者が個別国家の権利の問題として論じ、後者が「一種の国家」の安定化手段の問題として論じている点にあると纏めることも可能である。See, Onuf, *Civitas Maxima*, pp.301-302. また、柳原正治『ヴォルフの国際法理論』(有斐閣、一九九八年)二七三頁(註72)も見よ。
- (116) ヴァッテルが勢力均衡を政治的原則と位置付けていることについて、キングズベリー及びロバーツは次のように表現している。「ヴァッテルは、国際社会を主権国家により構成され、それらの同意が規範形成にとって本質的であり、当該規範に合致したり或いはそれらを執行したりするかについての裁量は、主として自己の判断に基づく道徳原則及び比例原則により制限される」と記述した。均衡と国家の独立を維持するために、勢力均衡体制のような一定の秩序原則に関する合意は存在したが、この合意は法やより綿密な正義又は協力に関する諸原則の執行には及ばなかった。」Kingsbury/Roberts, *op.cit.*, p.33.
- (117) ヴァッテルが勢力均衡を称揚したことに關しては、次の文献を見よ。Onuf, *The Republican Legacy*, pp.83-84 et 101-103.
- (118) ギュリツクは次のように論じている。「彼[即ち、ヴァッテル]は力において諸国家は不平等であつて壁の中の多くの赤レンガのような平等には決して作られ得なかつたという事実を進んで受け入れた。しかしながら、彼は、勢力均衡を達成することへの希望を放棄せず、諸国家間の領域的不平等は同盟により是正され得ると論じたのである。」E. V. Gulick, *Europe's Classical Balance of Power* (Ithaca, New York, 1955; rep. West Port, 1982), p.61.
- (119) Vattel, *op.cit.*, liv.III, chap.iii, §44.
- (120) J. J. Moser, *Grundsätze des jetzt üblichen europäischen Völkerrechts in Friedens Zeiten* (Frankfurt a. M., 1763), S.15-16.
- (121) Ebenda, S.49-60.
- (122) J. J. Moser, *Versuch des neuesten europäischen Völkerrechts in Friedens- und Kriegszeiten, vornehmlich aus denen Staatshandlungen derer europäischen Mächten, auch anderen Begebenheiten, so sich seit dem Tode Kaiser Karls VI im Jahre 1740 zugehagen haben* (Stuttgart/Frankfurt a. M., 1777-1780). 7の著作の第一卷 (Erster Theil) (Frankfurt a. M., 1777) の第一篇 (Erstes Buch) 中「1」の独特の社会体 (Staats-Körper) を構成する範圍での欧

州に関して」と題され、その第四章（S66-75）が「欧州における勢力均衡と安寧の維持について」とされている。また、第一篇第一章第八節では、「前世紀〔即ち、一七世紀〕の初頭に仏国王アンリ四世が、欧州の主権国家の力は一定の均衡状態にあること、そして欧州全体を一つの国家の形態又は一つの諸国家の同盟体制（*Systema foederatarum Rerumpublicarum*）の形態に導くこと」について述べたことが記されている。

(123) モーザーの方法論的特色については、拙稿「国際法学における『実証主義』の史的系譜」『世界法年報』第二二卷（二〇〇三年）九—一四頁を見よ。

(124) ファークツ論文では、勢力均衡が頻繁に主権者の私的な意図を隠蔽するために活用されている（とりわけフランスの口実とされた）ことをモーザーが指摘していることから、モーザーが勢力均衡について懐疑的であったとしている。（Vagts/Vagts, *op. cit.*, p.563.）しかし、本論で示した点を勘案するならば、この見解には筆者（明石）は賛成できなご。

(125) その典型例として、次の文献を見よ。P. Macalister-Smith, "Bibliography of the Textbooks and Comprehensive Treatises on Positive International Law of the 19th Century", *Journal of the History of International Law*, vol.3 (2001), p.90.

(126) G. F. Martens, *Primae lineae juris gentium Europaeorum practici in usum auditorum adumbratae. Accedit praecipuorum quorundam foederum ab anno 1748 inde perussorum index et repertorium* (Göttingae, 1785).

(127) "Gentes Europae quam tanquam personae morales in statu naturali degentes considerandae veniant, quae superiorem legislatorem humanum non agnoscunt, ad ea, quae per se naturaliter sibi praestare aut plane non aut imperfecte tenentur, non aliter perfecte obligantur nisi accedente facto speciali, ex quo nova iura et obligationes secundum ipsa iuris naturae principia oriuntur h. e. consensu s. pacto, vel lesione; ex illo oritur obligatio perfecta ad ea implenda, quae promissa sunt, ex hac ad damnum datum resarciendum." *Ibid.*, p.34.

(128) "Quod quidem systema, licet non ubique data quavis occasione ab omnibus fuerit servatum, nunquam tamen ex eo tempore plane derelictum est; etiamnum hodie gentes pleraque ad illud provocant. Media autem, quibus hoc modo securitati gentis cuiusque provideri possit, pro ratione temporum variant, et praesertim hoc seculo systema

ipsium cum nova quarundam gentium crescente potestate, tum unione gentium aliarum olim inimicissimarum insigniter mutatum est." *Ibid.*, p.90.

(129) *Ibid.*, pp.90-91.

(130) 尚' プルテンスの国際法概説書仏語初版 (G.-F. de Martens, *Précis du droit des gens moderne de l'Europe fondé sur les traités et l'usage*, 2 tomes (Göttingue, 1789)) の第四篇(「外交上の諸問題及びこれに関しつて受容された諸権利について」(Des Affaires étrangères et des droits reçus à cet égard)) の第一章(「国家の自由及び対外的安全の維持について」(Du maintien de la liberté et de la sûreté externe de l'état)) の第九七節(「諸国家間の勢力均衡の維持について」(Du maintien de l'équilibre entre les états)) では、一方で国家は自己を対外的に増大化させる自然権 (le droit naturel) を有し、他方で国家は他国の増大化に抵抗し、自己の対外的自由及び安全を確保する権利を有することから、権利の衝突が生ずるとする。そして「或る種の一般社会」(une espèce de société général) を構成する諸国 (puissances) が、欧州の勢力均衡の維持に注意を払う権限を付与されていると信するのである、との議論が展開されている。ここでは、国家の自然権の衝突の結果としての勢力均衡維持の正当性が示されており、勢力均衡自体を自然権とはしていないことも解される。

(131) K. G. Günther, *Europäisches Völkerrecht in Friedenszeiten nach Vernunft, Verträgen und Herkommen, mit Anwendung auf die deutschen Reichsstände*, Erster Theil (Altenburg, 1787), Zweiter Theil (Altenburg, 1792). 本書の構成及び内容上の特色は、題名にもある通り、帝国等族への欧州国際法の適用をも扱っている点にあると言えよう。

(132) Ebenda, S.321-389.

(133) Ebenda, S.321.

(134) Ebenda, S.333.

(135) Ebenda, S.362.

(136) N. H. Gundling, *Ausführlicher Discours über das Natur- und Völker-Recht* (Frankfurt a. M., 1734), 1 の著作で、ラテン語・独語が混交する独特の文体が用いられている。

(137) Cap.VIII "De jure laesi in laedentem & hujus obligatione ad resciscendum damnum in statu libertatis" (Ebenda,

- S.108-129) 尚、それに続く第九章の表題は“*De jure laesi in laedentem & hujus obligatione ad resarciendum damnum in statu civitatis*”であり、第八章が自然状態、第九章が社会状態における問題を扱うものとして位置付けられている。そして、後者では前者で行ったとは全く異なる考察が必要であるとされている。Ebenda, S.130.
- (138) “Hier wollen wir nun consideriren, was in *statu naturali*, *inter gentes* oder bey solchen Leuten, die par hazard in *statum naturalem* kommen, *obtiniret*.” Ebenda, S.108.
- (139) “In *statu naturali* hat das *Jus praeventionis* statt.” Ebenda, S.109.
- (140) “Wenn ich sehe, *alterum meditari bellum*, so kan ich ihm vorkommen, und darf nicht warten, bis er sein Pferd an meinem Zaun bindet, *sufficit*, daß ich *moraliter certus* bin.” Ebenda, S.109-110.
- (141) “die Frage: Ob ich *propter meum crescentis potentiae* einen *attaquiren* kan?” Ebenda, S.110.
- (142) “Ob man wider die anwachsende Macht seiner Nachbarn könne den Degen ausziehen?” Ebenda, S.112.
- (143) “Ein *potentior* ist wie der Löwe, und ist *absurd*, wenn ich will vor dem Löwen einen *reverence* machen; den indem ich solches thue, beisset er mir den Kopf ab.” Ebenda, S.113.
- (144) “Der Krieg ist nichts anderes als ein *malum necessarium*, welches ich nur im höchsten Nothfall brauchen mus.” Ebenda, S.112.
- (145) 尚、ギュリックは、勢力均衡を巡るヴォルフとヴァッテルの関係について次のような議論を展開している。即ち、両者は共に「彼らの主要著作の中に勢力均衡に関する節を設けた」が、ヴァッテルは勢力均衡に関するヴォルフの簡潔な議論を取り上げ、ヴォルフ以上に「勢力均衡諸原則及びそれらの国際法上の地位の展開に注意を向けた」とされる。また、「両者共に一八世紀欧州における勢力均衡と国際法の諸原則 (canons) との間の密接で根本的な関連を示したとされ、更に、次のような評価が与えられている。

「両者の著作は、国際関係 (dealings) にとつての法規則を求めたという意味において理想主義の記念碑であつた。そして彼らは国際法の強制にとつて勢力均衡を必要且つ重要な要素として見た。彼らは、自らの記念碑的著作の中にそれを含めたという単純な事実によつて、勢力均衡理論に尊厳を与え、理想化した。……「中略」……独立国家を不可避的事実とみなした著作家達は、このようにして勢力均衡を極めて望ましいものとして劇的に表

現するに至ったのである。」(Gulick, *op. cit.*, pp.50-51.)

(146) 論理的には、国際法それ自体が勢力均衡を支える基盤(の二つ)であるとする理解も存在し得るが、そのような理解は筆者が確認し得た文献の中では見出すことはできなかった。但し、ライト(Quincy Wright)は、第二次大戦中に発表された論考の中で、同大戦後の国際社会において勢力均衡が機能し得ないことを主張し、その中で次のように述べている。「国際政治の構造としての勢力均衡は、民主主義・事業の自由・福祉経済・平和とは両立し得ない。勢力均衡は一九世紀の殆どにおいてそれを支えた国際法とさえも両立し得なくなってしまう。」Q. Wright, 'International Law and the Balance of Power', *American Journal of International Law*, vol.37 (1943), p.102. 上の引用文中の第一文については、一般論として理解可能であるが、第二文については、国際法が勢力均衡の基盤であったとの理解に立つならば、理解可能となる。しかし、ライトが国際法と勢力均衡の関係をそのようなものとして理解していたことは明示されていない。

(147) 勿論、否定の一形態として「無視」が考えられる。特に、一九世紀の国際法概説書において、勢力均衡に関する記述の不存在が、その国際法上の意義の否定を意味しているとの推定が成立することについては殆ど疑いの余地はないようにも思われるのであり、実際に、一九世紀の国際法概説書であって、勢力均衡に言及していないものは存在する。(その若干の例として、次の文献が挙げられ得る。R. Wildman, *Institutes of International Law*, vol.1 (Time of Peace) (London, 1849), vol.2 (Time of War) (London, 1850); J. T. Abdy (ed.), *Kent's Commentary on International Law : Revised with Notes and Cases Brought down to the Present Time* (Cambridge, 1866); W. E. Hall (A. P. Higgins (ed.)), *A Treatise on International Law*, 2nd ed. (Oxford, 1884); Th. A. Walker, *The Science of International Law* (London, 1893); H. S. Maine, *International Law*, 2nd ed. (London, 1894).) それでも、論理的には、関連する記述の不存在は積極的否定と不知の二つを意味し得るという点を考慮して、本節で扱われる諸著作は、勢力均衡を法的原则として認めないのみならず(或いは、当初より政治的原则足り得るかという問題設定の上で)、政治的原则としても無益乃至は有害とする見解を示すものに限定される。

(148) マルテンスの国際法概説書は、その仏語版初版(F. de Martens (traduit du russe par A. Léo), *Traité de droit international*, 3 tomes (Paris, 1883-1887))の第一巻公刊の同年に独語版(F. von Martens, *Völkerrecht. Das*

internationale Recht der civilisirten Nationen (Deutsche Ausgabe von Carl Bergbohm) (Berlin, 1883) も公刊されている。本稿における記述は独語版に従っている。

- (149) Ebenda, S.125.
- (150) Ebenda.
- (151) A. Chrétien, *Principes de droit international public* (Paris, 1893), pp.194-195.
- (152) Fr. Saalfeld, *Handbuch des positiven Völkerrechts* (Tübingen, 1833), S.18-19.
- (153) E. H. Th. von Huhn, *Völkerrecht* (Leipzig, 1865), S.22-24.
- (154) Ebenda, S.79-80.
- (155) T. A. Walker, *A History of the Law of Nations*, vol.1 (Cambridge, 1899), pp.140-141.
- (156) H. Wheaton, *Elements of International Law with a Sketch of the History of the Science*, 2 vols. (London, 1836).
- (157) ホートンによれば、「何れの国家も、独立した倫理的存在 (an independent moral being) として、換言すれば、国家であるがゆえに、付与される一定の主権的権利を有する」とされ、それらの権利が「絶対的な国際的権利」とされている。*Ibid.*, p.107. 因みに、「絶対的な国際的権利」として挙げられている他の諸権利は、「独立権」・「平等権」・「財産権」である。
- (158) *Ibid.*, pp.110-113.
- (159) 例えば、『国際法古典叢書』(The Classics of International Law (Oxford/London, 1936)) 所収の第八版 (H. Wheaton, *Elements of International Law*, 8th ed. (Boston, 1866), pp.76-78.) を見よ。
- (160) 因みに、ホートンの『国際法要論』が在北京キリスト教伝道師の米国人マーチン (William Alexander Parkins Martin) によって、『万国公法』として漢訳され、それが日本に輸入されたという史実は有名であるが、邦訳の際に勢力均衡を巡って生じた次のような事柄が住吉により指摘されている。「官版では注釈にあった『均衡の法』を本文にとり入れ『均衡ノ法トハ頭立ち強大ノ国、強ヲ抑ヘ弱ヲ助ケ、国勢ヲ平均スル法アリテヨク治セル……』としていることは、特に訳者の注意をひいたものか、当時の人々の意識に強く映じたものか注意したい点である。」住吉良人「西欧国際法学の日本への移入とその展開」『法律論叢』(明治大学) 第四二巻四・五・六合併号 (一九六九

年)三四八頁。

- (161) H. Wheaton, *History of the Law of Nations in Europe and America; from the Earliest Times to the Treaty of Washington, 1842* (New York, 1845), p.20.
- (162) オスフは次のように述べている。「[ホイートンは]欧州国際社会に法の中の堅固な基礎 (a solid foundation in law) を提供することを欲したが、それはヴァッテルがそのような重要性を認めた勢力均衡の代替物としてではなく、安定の淵源としての勢力均衡の補完物としてであった。」(N. G. Onuf, "Henry Wheaton and 'The Golden Age of International Law'" Presented to the International Law Colloquium, Faculty of Law, University of Tokyo, 12 November 1999), p.8.) この評価は『国際法要論』ではなく、『欧米国際法史』の記述に基づいていると思われる。
- (163) J. L. Klüber, *Europäisches Völkerrecht*, 2. Aufl. (Schaffhausen, 1851).
- (164) Ebenda, S.50-51. 以下「各人に各人のものを」という原則の達成がヴィーン会議に際してのタレイラン (Ch.-M. de Talleyrand) の目的であったと思われる。
- (165) Ebenda, S.51-52.
- (166) Ebenda, S.52.
- (167) P. Fiore (traduit de l'italien et annoté par P. Pradier-Fodéré), *Nouveau droit international public*, tome 1 (Paris, 1868), pp.258-275.
- (168) *Ibid.*, p.262.
- (169) *Ibid.*, p.266.
- (170) *Ibid.*, p.267.
- (171) *Ibid.*, p.270.
- (172) *Ibid.*, pp.271-272. 以下「これらは、国際正義を重視するヘフター (A. G. Heffter) の説くようにでもあると思われる。また、以下で提示されている「国際正義」は「民族自決」原則に通底するものであるように思われる。
- (173) *Ibid.*, p.273.
- (174) *Ibid.*, p.274.

- (175) *Ibid.*
- (176) *Ibid.*, p.275.
- (177) T. J. Lawrence, *The Principles of International Law* (London/New York, 1895), p.126.
- (178) *Ibid.*, p.129.
- (179) *Ibid.*, pp.129-130.
- (180) C. H. Stockton, *Outlines of International Law* (New York/Chicago/Boston, 1914), pp.100-101.
- (181) F. Despagnet, *Cours de droit international public*, 2^e ed. (Paris, 1899), p.18.
- (182) Th. Funck-Brentano/A. Sorel, *Précis du droit des gens* (Paris, 1877), pp.480-483.
- (183) A. Bulmerincq, *Praxis, Theorie und Codification des Völkerrechts* (Leipzig, 1874).
- (184) Ebenda, p.40.
- (185) 同、*リベラルな政治の著書* (R. Phillimore, *Commentaries upon International Law*, vol.I, 2nd ed. (London, 1871), p.483) からの引用であることが分かる。
- (186) Bulmerincq, a.a.O., S.40-41.
- (187) Ebenda, S.41-43.
- (188) Ebenda, S.43.
- (189) Ebenda, S.48-49.
- (190) Ebenda, S.44.
- (191) 同様に、次の著作においては、国際法の通史的記述に関わる箇所、ウェストファリア条約及びユトレヒト条約により勢力均衡を原則とする旨が主張されたが、「そのような勢力均衡を維持するという試み自体が、それが除去しよとした害悪 (evils) よりも大きな害悪をもたらした」となっている。L. Levi, *International Law with Materials for a Code of International Law* (London, 1887), p.18.